

幼児教育・保育の無償化に伴う手続きのご案内

新制度移行園

福岡市在住者用

幼児教育・保育無償化の給付を受けるために必要な手続きについてご説明します。

1. 給付認定について

幼児教育・保育の無償化による給付を受けるためには、**事前**に市から、「教育・保育給付認定」を受けることが必要です。また、**預かり保育の無償化**については、**保育の必要性の認定**を受ける必要があります。

クラス	預かり保育を利用しない (幼稚園教育部分のみを利用)	預かり保育も利用する	
		必要な認定	認定を受けるための要件
3～5歳児 (R2. 4. 2～R5. 4. 1生)	教育・保育給付 1号認定	教育・保育給付 1号認定と 施設等利用給付 2号認定	保育の必要性があること
満3歳児 (R5. 4. 2～R6. 4. 1生)		教育・保育給付 1号認定と 施設等利用給付 3号認定	市町村民税 非課税 世帯で 保育の必要性があること
		教育・保育給付 1号認定と 多子世帯利用給付認定	第2子以降 で市町村民税 課税 世帯で保育の必要性 があること

※申請には、お子さんと保護者が福岡市に住んでいる必要があります。(福岡市に住民票があることを原則とします。)

※給付認定(1号認定)を受けることができるのは、3歳の誕生日の前日からです。

2. 給付内容

無償化による給付額は次のとおりです。

対象	無償化の内容		福岡市における給付方法
	教育・保育給付1号認定		
幼稚園教育部分	市が定めている 保育料の月額が0円 となります。		※無償化の対象は保育料部分のみで、実費徴収の費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象外となり、保護者負担となります。
預かり保育部分	施設等利用給付2号認定	施設等利用給付3号認定 又は多子世帯利用給付認定	保護者の方は、幼稚園が指定する預かり保育料を納めてください。 利用実態に応じて、 月額12,300円までの範囲（2号認定）もしくは 月額17,700円までの範囲（3号認定および多子世帯利用給付認定）において、無償化の対象となる給付額分を、後日お支払いします。 ※支払いは四半期毎に行います。 ※給付請求の手続き等につきましては、後日、幼稚園を通じてお知らせいたします。 ※令和8年10月利用分からの内容です。
	【給付額】 ①、②のいずれか低い額を月額上限の範囲内で給付します。 ①490円×預かり保育利用日数 ②施設に支払った無償化分の費用		

幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等を併用している場合

教育時間外に認可外保育施設等を利用した場合、原則、利用料は**無償化の対象外**です。

ただし、通っている幼稚園が

①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が1日8時間未満

②年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満

のいずれかに該当する場合、上記「2. 給付内容」の預かり保育の給付上限額までの範囲で幼稚園の預かり保育部分と認可外保育施設等の利用分を合算して請求することができます。**通っている幼稚園が認可外保育施設等と併用可能となるかは、園に問い合わせいただくか、市のホームページをご確認ください。**※請求には施設発行の領収書が必要となります。

3. 副食費の補助（補足給付事業）について

次の要件に該当する児童については、副食費についても無償化の対象となります。

【副食費とは】幼稚園で提供している給食のうち、おかず等の部分に要する費用です。

【副食費が無償化の対象となる児童の要件】

○国基準による対象者（満3歳児から5歳児が対象）

- ・年収360万円未満相当の世帯の児童（市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯）
住宅借入金等特別税額控除等※は控除がないものとしての課税額で判定します。
※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除及び配当控除
- ・生活保護世帯の児童
- ・市民税非課税世帯の児童
- ・第3子以降の児童（小学校第3学年終了前の児童を3人以上養育している場合）
※未就学児においては、幼稚園、保育所等の施設に同時入所していること
- ・里親に委託されている児童

○市の第3子優遇事業による対象者（3歳児から5歳児が対象。ただし満3歳児を除く）

第3子以降（18歳未満（18歳に達する年度末まで）の児童を3人以上養育している）の児童
※国基準に該当しない児童が対象

【対象者の決定】

副食費補助の対象の決定について、算定期間と対応する市民税は次のとおりです。

施設を利用する期間	対応する市民税額
令和8年4月～8月	令和7年度市民税額（令和6年1月1日～12月31日までの所得）
令和8年9月～令和9年3月	令和8年度市民税額（令和7年1月1日～12月31日までの所得）

【支払いについて】

副食費の補助対象者について福岡市で確認し、施設から該当者への副食費の請求を行わない取り扱いとしておりますので、別途、請求等の手続きを行う必要はありません。免除該当者は、後日お送りする利用者負担額通知書に「副食費を免除する」旨の表示をしております。

4. マイナンバーの確認について

施設等利用給付申請の手続きにおいて、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。

マイナンバーの利用目的 提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付及び施設等利用給付認定に関する事務の範囲で取扱います。

【提出書類】

(1) マイナンバー申告書

(2) 確認書類 ①番号確認書類
②本人確認書類

申請を行う保護者の分のみ提出してください。

（申請児童及びその他の方の分は不要です。）

※確認書類の詳細は「マイナンバー（個人番号）申告書」の下部をご覧ください。

なお、施設ではマイナンバー書類の確認は行いません。マイナンバー専用封筒に「マイナンバー（個人番号）申告書」、「個人番号確認書類及び本人確認書類の写し」のみを入れて、封をした状態で提出してください。（各施設で開封することはありません。福岡市担当者で開封のうえマイナンバーの確認を行います。）

5. 提出書類

幼児教育無償化の認定を受けるために必要な提出書類は次のとおりです。

(提出した書類は返却できませんので、コピー等をもって保管することをおすすめします。)

提出書類	教育・保育給付 1号認定のみ	教育・保育給付1号認定と 施設等利用給付2号・3号認定	教育・保育給付1号認定と 多子世帯給付認定
① 教育・保育給付認定（1号）申請書 兼利用施設届出書 ② 施設等利用給付認定（2・3号） 申請書（①の裏面） ③ 多子世帯利用給付認定申請書	①のみ	①と②	①と③
マイナンバー申告書	○	○	○
保育の必要性を証明する書類	不要	○	○

※マイナンバーを利用して税情報が確認できなかった場合は、後日（非）課税証明書等の提出を求める場合があります。

【預かり保育（無償化）を利用する場合】保育の必要性を証明する書類（保護者のいずれも証明が必要です）

保護者の状況	必要な添付書類
就労（月60時間以上）	就労証明書（ <u>証明者は支店長や直属の上司など、会社の代表者でなくても構いません</u> ） ※就労予定の方は就労開始前にご提出ください。 ※書類の内容について、福岡市から就労先に連絡・確認する場合があります。 自営業の方は「就労証明書」と「事業内容がわかる書類」 「事業内容がわかる書類」の例 営業許可通知書、個人事業届の写し、登記簿謄本の写し 等
妊娠中又は出産後間がない （出産月の前2か月から出産日の後8週間）	母子手帳（写し）または出産予定証明書 ※母子手帳は表紙及び出産予定日記載ページのコピー
疾病、負傷、障がい等がある	【疾病・負傷】診断書 ※診断書には家庭保育ができない理由・期間の記載が必要 【障がい】障害者手帳（写し）など
同居の親族（長期入院している親族を含む） を常時介護又は看護（月60時間以上）	診断書、障害者手帳（写し）、介護保険証（写し）など ※介護・看護状況について申立書に記入・提出ください。
災害等の復旧にあたっている	従事していることが証明できる書類 ※従事内容を申立書で提出してください。
就学している（大学への就学・公共職業 能力開発施設において実施される職業訓 練を受けている等）（月60時間以上）	在学証明書または学生証（写し） 就学時間がわかるカリキュラム等の書類
求職活動中	求職活動状況申告書

認定の通知

幼稚園を通じてお渡しします。

今後必要な手続き

- 保育要件が必要な2号認定・3号認定及び多子世帯利用給付認定の方は、預かり保育部分の無償化の給付対象であることを確認するため、年に1回「現況届」を提出いただくこととなっております。必要な提出書類は、改めて幼稚園を通じてお知らせいたします。
- 福岡市から転出される場合は、福岡市からの認定が転出日をもって終了となり、新たに転出先の市町村への申請が必要です。
※多子世帯利用給付については、転出日をもって終了となり、転出日以降、給付を受けることはできません。

6. 認定内容に変更があるとき

認定後、内容変更が生じた場合は、改めて下記書類を提出していただく必要があります。
申請手続きについては、施設経由でご提出ください。

事由	保護者が提出する書類	
	変更届	その他 必要な書類
市内で転居した	○	—
福岡市外に転居する	○	—
世帯構成に変化があった (結婚、離婚、同居家族の 増減、単身赴任など)	○	—
幼稚園を退園する	○	—
市内の幼稚園に転園する	○ ※退園と入園の間に期間があ く場合は、変更届ではなく、改 めて申請書の提出が必要とな ります。	— ※転園先が私学助成園の場合 は、転園先で施設等利用給付 認定申請書を提出していただ く必要があります。 (転園先が私学助成園に該当す るかは転園先の園にご確認く ださい。)
新たに預かり保育の無償 化(2・3号・多子世帯利用 給付)を申請する	—	・施設等利用給付認定(2・3号)申請書 もしくは多子世帯利用給付認定申請書 ・保育の必要性を証明する書類
保育の必要性に変更がある (就労を開始、妊娠した など)	○	・保育の必要性を証明する書類
仕事を退職した	○	—

【お問い合わせ先】

幼稚園支給認定事務センター TEL 092-711-7243